

戸籍住民基本台帳事務協議会における意見交換会 報告書

2003年3月15日

長野県本人確認情報保護審議会

1 会の目的

各市町村は住基ネットの運用や法律問題について悩みを抱えていながら、これまで相互の意見交換をしてこなかった。問題の専門性ないし困難さから、とても個々の自治体組織内では解決できない。審議会としては多くの自治体の担当職員から大いに意見や問題点を出して貰うこと自体が調査対象であり、参加自治体にとっては実務的に役に立つものにする。

2 日時，場所，参加

(1)日時：2003年(平成15年)3月14日

(2)場所：長野地方法務局

(3)参加者：長野県内32市町村，職員38名

長野市，松本市，飯田市，須坂市，大町市，飯山市，南牧村，八千穂村，丸子町，松川町，木曾福島町，三岳村，山口村，八坂村，美麻村，大岡村，高山村，信州新町，豊野町，牟礼村，戸隠村，鬼無里村，小川村，木島平村

長野県本人確認情報保護審議会委員・佐藤，清水

長野県市町村課，情報政策課

但し，長野県職員は第二部の意見交換会では退席。

多数の参加

審議会からの参加のお願いに対して、呼びかけ期間が10日前後しかなく、住民の引っ越し時期であり、3月議会の最中であり、という困難な条件のなかを多くの職員が全県的に集まってくれた。住基ネットの問題が担当職員には重くのしかかっていることが伺える。

今後の意見交換

今回は「初回」という位置づけにし、次回以降は各地区の協議会で住基ネット問題を議論してもらおう。その場合には事前に要請があれば、審議会委員が調査を兼ねて出向くか、それ以外の法律やコンピュータに詳しい者をできるだけ紹介して、意味のある意見交換会にしてもらう。

3 当日の進行

(1)協議会幹事あいさつ（信州新町）

(2)参加者あいさつ

(3)第1部 住基ネット問題の説明

1 住民基本台帳法に関連する問題点（審議会委員・清水）

「自治事務」としての住基ネット問題

2 コンピュータネットワークの基礎知識（審議会委員・佐藤）

不正アクセス防止の仕組みと限界

3 質疑応答

(4)第2部 意見交換会

長野地区（17名）とそれ以外の地区（21名）の2グループに分かれて意見交換。

4 第1部の質疑応答，意見

(1)住基ネットからの離脱

【質問】自治体が住基ネットから離脱したいと言い出したとき，長野県はどのような対応を採るつもりか。

【県】住基ネットは自治事務なので自治体の意思を尊重するが，経緯などについてお聴きし，何か問題があることによりそうした意向であるならば，それが解決できるようにその団体と相談させていただきたい。

(2)住民票コードの告知サービス

【質問】住民票コード番号を教えてほしいと言われたときに通知はがきを再発行してよいのか。

【県】住民票コード通知の再発行については，各団体の判断とされていることから，コード通知を再発行するのか，コード入りの住民票の写しを交付するのか，いずれかの方法を検討していただくことになる。

【清水委員】住基法は自治事務であるから，運用は基本的に自治体の判断。そして住基法には，本人に1度知らせたら2度目は知らせてはいけないという規定はないから，自治体の判断で本人であることを確認して教えることは違法ではない。

(3)住民向け説明書の作成

【意見】普段の仕事が忙しくて一時稼働前に住民向けの説明書を作るのは大変だった。二次稼働に向けての住民向け説明書を長野県でサンプルを作って欲しい。

【清水委員】県の立場としてではなく個人的意見だが，県が市町村の担当者と相談しながらサンプルを作ることは可能ではないか。それを各自治体の都合に合わせて修正すればよい。

5 第2部の意見交換会

A グループ（佐藤委員参加）

A-1 環境面

- ・ 住基ネット稼働に伴いサーバ室に鍵をかけて管理しているが、他業務のサーバも同居しているので、他業務の業者も出入りしている。（複数市町村）
- ・ 少人数なので、業者作業の常時立会いはできていない。（ほとんどの市町村）
- ・ サーバ室はあるが、建物の都合により住基ネット用サーバラックは事務室に設置している。
- ・ 業者とは長年のお付き合いで信頼関係ができ上がっているため、立会いなしで作業してもらっているケースが大半。（佐藤）

A-2 不安なこと

- ・ LASDEC からの電話で、相手が名乗らない場合があり不安である。
- ・ LASDEC や県から通知が来ても専門用語で意味がわからない。

A-3 サポート依頼先

- ・ LASDEC のコールセンターに聞くよりも日頃馴染みの業者に聞いている。
- ・ LASDEC に聞いても直面している問題解決方法に即答してくれない。
- ・ LASDEC の作成した E-learning があるが途中で挫折した。
- ・ エラーが出た時、ソフトウェア、ハードウェア、操作のどこが悪いかわからないので、まずは業者に聞いて切り分けをしてもらい、その後で県庁や LASDEC に聞いている。
- ・ 既存の住基システムを承知していないと住基ネットシステムもサポートできないので、県に相談（サポート）窓口を作ってもらっても意味がない。
- ・ 頼りになるのはやはり業者ということ。県は実務面では期待されていない。（佐藤）

A-4 その他の質問や意見

- ・ LASDEC 等の配布資料とつづりをどう管理しているか。
- ・ 転入処理の入力ミスを転出元の市町村にどう知らせているか。
- ・ 不安だ大変だという前に、担当として住基ネットを理解するよう努める必要がある。
自分が理解できている内容とできていない内容をはっきりさせることが大切。
自分は自費で有給休暇をとって、日弁連の研修会に参加している。

B グループ（清水委員参加）

B-1 システムについて

- ・システムでわからないことが多い。

B-2 住民票コードの通知事務の負担

- ・昨年秋、住民票コードを書いた葉書を配達記録つきで郵送したが、返却されてしまうものが多数出た。自治体の職員が手分けして夜間、一戸一戸まわって手渡した。住民からは「どうして番号なんかつけられるのか」と言われ、自分も納得しているわけではないが、立場上頭を下げて受け取ってもらった。
- ・村では職員全員が手分けして一戸一戸まわって手渡した。

B-3 住基カード関係

- ・二次稼動に向けて近隣の自治体で3回勉強会をもった。
- ・町村ではカード発行はL A S D E Cに委託することになっているが、住民の間にどれくらい普及するか疑問である。
- ・住基カード利用条例を作っていない。他の自治体の様子見。
- ・住基カード関係の条例案を3月議会に提出している。広域交付の手数料は300円にする予定。住基カードについては2000円を提案している。会計課長に「総務省では500円にする。当初1400円から1500円と説明していたこととの差額は地方交付税で補填すると言っているが」と説明したら、「そんな言葉信じられるか」と言われ、この金額になった。（参加者爆笑）
- ・2000円ではとても住民に普及しないのではないか。
- ・住基カードは写真つきとそうでないもの2種類を発行する。写真つきのものについては役所の中で職員が撮影するサービスをすることにした。
- ・そのサービスを検討したがやめた。プロに撮影されたときでも写真写りを気にする人が多いくらいだから、職員が撮影したものだと、いろいろとクレームがつきそう。車の免許証やパスポートも自分で写真を用意してもらっているのに、住基カードについてもそうしてもらうことにした。その方が本人も納得するはず。
- ・政策推進課では住基カードの多目的利用を検討するために、図書館やバスなどの関連業務の職員に集まって貰って検討することにした。実際にいい案が出るとは思えないが、何もしないで「いい案が出ない」と言っても説得力がないので、とにかく検討することにした。